

安八町告示第69号

安八町職員措置請求に係る監査結果について

平成29年8月18日付で提出されました住民監査請求書〔安八町職員措置請求書(以下「請求書」という。)〕について、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第242条第4項に基づき、監査した結果を下記のとおり公表する。

平成29年10月17日

安八町監査委員 清 伸二  
安八町監査委員 安井 忠

記

第1 監査の請求

1 請求人

[Redacted Name]

2 請求書の受付

平成29年 8月18日

3 請求の趣旨

請求人から提出された請求の趣旨及び事実を証する書面等は次のとおりである。  
なお、請求の趣旨については原文のまま記載する。

- (1) 監査委員は、別紙売買目録記載の各売買について、それぞれの売買金額が、売買の目的物である土地を安八郡安八町が平成28年7月28日に安八町土地開発公社から買い取った金額よりも安いか否かを監査せよ。
- (2) 上記1の監査の結果、別紙売買目録記載の各売買の金額の方が安かったことが判明した場合は、監査委員は、町長ほか関係機関に対し、同売買により安八郡安八町が被った損害を補填するため必要な措置を講ずるよう勧告せよ。
- (3) 監査委員は、町長ほか関係機関に対し、別紙売買目録記載の各売買の結果、安八郡安八町が得られなくなった土地賃貸料に相当する損害を補填するため必要な措置を講ずるよう勧告せよ。

(添付書類)

本件に係る事実証明として、次の書類が提出された。

- ① 岐阜県安八郡安八町 [redacted] 全部事項証明書 (土地)
- ② 岐阜県安八郡安八町 [redacted] 全部事項証明書 (土地)
- ③ 岐阜県安八郡安八町 [redacted] 全部事項証明書 (土地)
- ④ 安八町ワークシート (土地)
- ⑤ 平成29年7月5日 安総第77号 情報公開決定通知

## 第2 請求の受理

監査の実施にあたり、本請求は、所定の形式要件は具備しているが、法第242条の要件に適合しているかどうかを慎重に判断する必要があるため、平成29年8月29日に清伸二監査委員並びに安井忠監査委員出席のもとに審査を行った結果、これを受理した。

## 第3 監査委員の判断 [法第242条の要件による判断]

住民監査請求は、法第242条の規定に基づき、町長や町職員等の違法・不当な財務会計上の行為又は怠る事実について、住民が直接その是正や防止、損害の補填を求めて監査委員に監査を請求する制度である。

本請求で請求人は、請求の趣旨(1)にて、平成28年7月28日 安八町が安八町土地開発公社から安八町中字坊野1357番1 田 339㎡を買い受けた価格(以下「安八町が買い受けた価格」という。)と、平成28年8月12日 安八町が安八町中字坊野1357番1 田 88㎡、安八町中字坊野1357番9 田 139㎡、安八町中字坊野1357番10 田 111㎡に分筆した後、安八町 [redacted] へ、安八町 [redacted] へ、安八町 [redacted] へ、安八町 [redacted] へ売り払った価格(以下「安八町が3人に売り払った価格」という。)とを比較するべく監査を主張している。

次に請求人は、請求の趣旨(2)にて、安八町が買い受けた価格より安八町が3人に売り払った価格の方が安価であった場合は、安八町はその売買によって損害を被ったことになるため、その損害を補填するため必要な措置を講ずるよう勧告することを主張している。

次に請求人は、請求の趣旨(3)にて、安八町が安八町 [redacted] へ、安八町 [redacted] へ、安八町 [redacted] へ、安八町 [redacted] へ売却したことにより、本来、

安八町が企業進出を予定していた企業から受け取るべき前記3筆分の土地賃貸料が受け取れなくなったとのことから、それを安八町が被った損害として、その補填をするため必要な措置を講ずるよう勧告することを主張している。

ア) 請求の趣旨(1)について

安八町が安八町土地開発公社から安八町中字坊野1357番1田339㎡を買い受けた日が、平成28年7月28日であることから、法第242条第2項にて規定(当該行為があった日又は終わった日から1年を経過したときは、これを行うことができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りではない。)する要件を満たしておらず、又、当時において、安八町が安八町土地開発公社から安八町中字坊野1357番1田339㎡を買い受けた行為は特に秘密裡に行われていたわけでもないことから、同条同項中、ただし書きの「正当な理由」にも該当しないと考えるべきである。

従って、平成28年8月19日に安八町が3人に売り払った価格と比較すべき、平成28年7月28日に安八町が買い受けた価格は、法第242条第2項にて規定する住民監査請求の要件を満たしていないことから、監査そのものが成立しない。

よって、請求人が請求の趣旨(1)で主張している監査は、却下することとした。

イ) 請求の趣旨(2)について

請求の趣旨(1)にて請求人が主張する監査を実施しないことから、請求の趣旨(1)にて請求人が主張する監査同様、却下することとした。

ウ) 請求の趣旨(3)について

安八町が安八町[ ]、安八町[ ]、安八町[ ]との売買を目的とした契約の締結が、本来、安八町が企業進出を予定していた企業から受け取るべき前記3筆分の土地賃貸料が受け取れなくなったとする、いわゆる損害を被ったとして、土地賃貸料に相当する損害を補填するための必要な措置を講ずるよう勧告することを求める主張について、住民監査請求の要件を満たしていると判断したことから監査を実施することとした。

## 第4 監査の実施

### 1 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、法第242条第6項の規定に基づき、平成29年9月22日に証拠の提出及び陳述の機会を設けたが、平成29年9月19日に欠席の連絡があったため陳述は実施しなかった。また、新たな証拠の提出もなかった。

## 2 監査対象事項等

### (1) 監査対象事項

法第242条の要件に係る判断により、本請求に係る契約が違法・不当に当たるかどうかを監査対象とした。

### (2) 監査対象課

総務課、建設課、企画調整課を監査対象課とし、必要な資料の提出を受けるとともに関係職員から事情を聴取した。

## 第5 事実関係の確認

監査対象事項について、関係課（職員）からの事情聴取、関係資料の調査及び確認の結果、関連する事項を含め次の事項を確認した。

安八町と■■■■、■■■■、■■■■とそれぞれ土地売買契約を締結したのは、平成28年8月19日であった。

関係課（職員）からの事情聴取によれば、上記契約を締結した土地を含むその周辺一帯の土地に、■■■■が進出してくる予定であった。■■■■は、■■■■建設予定地の各地権者と賃貸借契約を締結して■■■■を建設するとのことであった。

■■■■を建設するにあたり、開発等の関係で建設予定地南側の道路を6m道路に改良する必要があった。当初の地元要望では「当時の道路幅員を南側のみの買収で道路を拡幅してはどうか。」との案で進んでいた。しかし、その後、「当時の道路幅員をセンター割りで6mの道路に拡幅してほしい。」と要望内容が変わった。その結果、道路買収に該当する地権者の土地の面積を減らすことで道路改良する必要が出てきた。言い換えれば、■■■■からの土地賃貸料が道路買収される面積分だけ減額されることになる。このことから、道路買収に該当する地権者との話し合いを重ねる中、■■■■建設予定地にて、道路買収で土地賃貸料が減額される面積に相当する代替地での話で折り合いがついた。

その代替地の候補となった土地は、安八町土地開発公社名義のものであった。

なお、■■■■、■■■■、■■■■への代替地については、原因行為に基づくものとするため、安八町土地開発公社から安八町へ名義変更をした。

最終的に、■■■■建設予定地南側の道路買収が行き詰まることによって、安八町が推進している企業誘致が頓挫することは、安八町の将来に重大な損害を与えることを確認した。

## 第6 監査の結果

本請求については、次のように決定した。

本請求で請求人は、安八町名義の土地を[ ]、[ ]、[ ]へ売り払った行為は、違法若しくは不当な契約の締結であり、その結果、[ ]から得られるべきであった[ ]、[ ]、[ ]へ売り払った面積分の土地賃貸料が得られなくなったことで、安八町が損害を受けたと主張している。

しかしながら、安八町が[ ]を誘致するにあたり、[ ]建設予定地南側の道路買収が行き詰まることによって、安八町が推進している企業誘致が頓挫することは、明らかに安八町の将来に重大な損害を与えることになる。

また、本請求で請求人は、安八町が得られなくなった土地賃貸料に相当する損害を補填するため必要な措置を講ずるよう勧告することを主張している。

確かに、[ ]、[ ]、[ ]へ売り払った面積分の土地賃貸料が得られなくなったことは事実であるが、[ ]を誘致することによって歳入として見込まれる町税等や安八スマートインターチェンジの効果を最大限活用すべく企業誘致のPR等、安八町の将来に向けて非常に重要な事業が成し遂げられたことも事実である。

このことから、[ ]、[ ]、[ ]へ売り払った面積分の土地賃貸料が得られなくなったことのみを考えるのではなく、それを実施することによって得られよう、将来にわたっての町益を最優先に考えるべきである。

以上のことから、本請求で請求人が主張している請求内容については、違法又は不当な契約の締結であると断定することはできない。

よって、安八町が損害を被ったとは認められず、請求人の主張には理由がないものと判断する。

## 第7 監査の結論

請求人の請求には理由がないと判断し、これを棄却する。

## 第8 監査委員の意見

安八町第五次総合計画に基づく、安八町が最優先課題と位置づける事業であることは間違いないが、本請求に係る事実関係は事業計画を策定する過程において当然予想できた個別の課題と言える。

今後は、同様の事業を実施する場合において、これまで以上に地区や地権者との調整等を密に行い、予測される課題を事前に解決していくべきである。

最後に、行政が実施する事業は、町民の負担する税金で賄われていることに鑑み、

特定の者に便宜を図っている、またその行為によって安八町が損害を被っている等の疑念や不審を抱かれることのないよう透明性を確保するとともに、公益性・行政効果を十分に考慮したうえで適切に対応すべきである。